

公益社団法人 岐阜県看護協会  
学童自習室 利用案内

令和2年3月作成

## 1. 学童自習室 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた県内の小・中・高等学校・特別支援学校の休校に伴い、就業に困難を来す会員を支援するため、看護協会内に学童自習室を設置する。

## 2. 学童自習室を利用できる要件

- 1) 岐阜県看護協会会員で、学童保育や他の保護者による保護・観察ができない場合に受け入れるものとする。
- 2) 受け入れる児童は、小学1年生から小学3年生までとする。
- 3) 受け入れる児童は、病気に罹患していない。また、その疑いがない。
- 4) 1日当たり最大10人を目安とし、状況に応じて対応する。

## 3. 場所・開所時間及び休業日

- 1) 場所 岐阜県看護協会 特別研修室 (岐阜県県民ふれあい会館第1棟5階)
- 2) 開所時間  
平日 県民ふれあい会館の開館時間から19:00  
(ただし保護者の送迎の都合に配慮し、当日朝7:30から協会役職員が受付します)
- 3) 休業日  
土曜日、日曜日、国民の祝日

## 4. 利用期間

令和2年3月10日から当分の間  
(小学校が「休校」扱いとされる間を基本とし、状況を見て対応)

## 5. 利用までの流れ

### 【利用申請】

- 1) 利用をご希望の方は、利用前日17:00までに以下の利用受付先に電話で申込んでください。(但し、月曜日利用時は前週金曜日に申請)
- 2) 電話で申込み後、同封の「6. 利用に必要な書類」にご記入の上、FAX又は当日持参してください。(尚、必要書類は看護協会HPからダウンロードできます)
- 3) 緊急の利用については、当日の朝8:00以降に以下の電話にて要相談となります。

利用受付先

公益社団法人 岐阜県看護協会 TEL 058-277-1008

## 6. 利用に必要な書類

- 1) 学童自習室利用申請書 . . . . . 様式第1号
- 2) 学童自習室利用希望日・時間申請書 . . . . . 様式第2号

## 7. 利用を中止する場合

- 1) 利用日の前日17:00までに電話連絡をしてください。  
(但し、月曜日利用時は前週金曜日に連絡)
- 2) 緊急の利用中止については、当日朝8:00以降に電話にて連絡をしてください。

## 8. 利用上の注意

- 1) 昼食をはさんで利用する場合は、昼食を持参してください。
- 2) 緊急連絡先は、必ず連絡が取れるように勤務先、配属部署等の記入を必須とし、所属上司に、当協会学童自習室利用について報告をしておいてください。
- 3) 学童自習室中の体調不良においては、初期対応のうえ緊急連絡先へ連絡させていただきます。

## 9. 利用料金

無料

## 10. 主な1日の過ごし方計画

時間	内容
7:30	受付（随時） 保護者から預け入れ 検温
8:30	各自の計画に沿って自主学習
11:30	昼食準備
12:00	昼食
13:00	自由時間（おやつ時間を含む） 読書・DVD鑑賞・ぬり絵・お絵かき等
17:15	帰宅準備 随時帰宅
19:00	終了

## 11. 利用時の持参品・留意事項

### <必需品>

- 自習に使用する教材・文具等
- 自習室で読みたい本など
- 昼食、おやつ、お茶等飲料水（常温保管でよいもの）
- 常時内服している薬
- 着替え（必要な方のみ）

### <感染予防のため必要なもの>

- マスク
- 手拭きタオル（流水での手洗い後、個別で使用します）
- 爪は短く切っておく
- 当日朝検温 37.5度未満であること